

SNS を活用した天城町ふるさと納税 PR 業務仕様書

1. 業務名

SNS を活用した天城町ふるさと納税 PR 業務

2. 目的

ふるさと納税制度を活用し、天城町の取組に対する応援者を増やすとともに、返礼品を通して天城町の特産品及び魅力を発信するために、SNS を活用し天城町を PR することを目的とする。そして、新たなファン層の獲得にも寄与する。

3. 委託期間

契約締結の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

(1) 基本的な考え方

天城町が開設しているふるさと納税用フェイスブックページを活用し、ターゲット層に対して記事の配信や運営管理を行うこと。

また、同様にインスタグラムのアカウントを立ち上げ、上記と同様に記事の配信や運営管理を行う。

(2) ターゲット等

本業務において設定しているターゲットやその属性・志向は、次の①から③の通りとする。

①基本ターゲット

- ・天城町を認知しており、天城町へふるさと納税を行う「見込み」のある町外在住者。
- ・天城町を認知していないが、「潜在的」に天城町へふるさと納税を行う可能性のある町外在住者。

②メインターゲット

- ・徳之島や天城町を少しでも認知している 30 代から 50 代。

③メインターゲットの属性・志向

- ・フェイスブックやインスタグラムを日常的に閲覧している層。
- ・ふるさと納税への関心が高い層。
- ・徳之島を含めた離島や田舎等への関心が高い層。

(3) 投稿記事の作成及び配信

①基本的な考え方

・記事の投稿やフィードの投稿にあたっては、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえながら、単に返礼品の紹介や発信にとどまるだけではなく、将来的な天城町との関係人口の創出につながるよう、配信計画を提案し、どのような記事や素材が必要かを例示する事。

②通常記事やフィードの作成・投稿

・インスタグラムのフィード投稿として週2回、フェイスブックのコンテンツ投稿として週1回の投稿を基本とする。

※インスタグラムとフェイスブックに関しては、相互に連携することで、投稿をシェアできるよう設定する事。

(4) 広告配信の結果報告・検証

・実施したフィード投稿や投稿記事については、毎月1回のレポートングデータの提出や、オンラインミーティングを通して、配信に対する効果について検証を行う。

(5) その他

- ・業務内容については、必要に応じて本町と都度協議を行うこと。
- ・受託業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果等を含む業務実施報告書を作成し、本町に提出する事。
- ・専門用語を使用する際には解説を記載する事。
- ・投稿については、本町担当が行う場合も想定し、本町担当者に対する SNS 運用のノウハウや、投稿のコツ、撮影のコツについても必要に応じて現場での指導を行うものとする。

5. 実施体制

本業務の履行にあたり、以下の事項に留意する事。

- ・必要な専門スタッフを配置し、町に実施体制を明示する事
- ・作業が円滑に進むよう窓口担当者及びマーケティング担当者を置き、各担当者と連携した組織体制を整備する事。
- ・事業全体のスケジュール作成の上、進捗管理を行いながら、スケジュールに沿って履行する事。

6. 成果物の納品

(1) 納品物

業務実施報告書（A4版）紙媒体2部

(2) 提出期限

令和5年3月31日

(3) 納品場所

天城町役場 企画財政課 ふるさと創生室

7. その他の留意点

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本町の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 報告

受託者は随時、業務の進捗状況について本町に報告することとし、協議確認を取りながら業務を進めるものとする。

(3) 著作権の帰属

本事業に係る成果品の著作権（上映、頒布、貸与、公衆送信及び二次利用権を含む。）は、成果品が引き渡された時点で本町に帰属するものとする。

(4) 秘密の遵守

受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 記載外事項

業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。

(6) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(7) 委託料の支払い

支払方法について、各月ごとに支払いを行うものとする。

(8) その他

本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。また、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。